

府 官 監 第 2 8 号  
平成 1 8 年 1 2 月 1 3 日  
一部改定 官 監 委 第 2 2 号  
平成 2 8 年 5 月 2 日  
一部改定 官 監 委 第 1 5 号  
令和 6 年 4 月 3 日  
一部改定 官 監 委 第 1 1 号  
令和 8 年 3 月 1 9 日

各 都 道 府 県 知 事  
(行政改革担当課、市町村担当課扱い)  
殿  
各 政 令 指 定 都 市 長  
(行政改革担当課扱い)

総務省官民競争入札等監理委員会事務局長

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領について（通知）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 1 8 年法律第 5 1 号。以下「法」という。）第 1 7 条及び第 1 9 条において準用する第 1 0 条に規定する欠格事由のうち、第 4 号及び第 6 号から第 9 号までの暴力団排除に関する規定（以下「暴力団排除条項」という。）について、警察庁と協議の上、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおりその運用要領を改定しました。

ついては、法第 2 条第 6 項第 2 号に規定する官民競争入札又は同条第 7 項第 2 号に規定する民間競争入札（以下「官民競争入札等」という。）を実施する地方公共団体におかれましては、本運用要領に沿った運用により、入札参加事業者等について徹底した暴力団排除が図られますよう、よろしくお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、各都道府県内の市区町村に対しても本通知について周知されますようお願いいたします。

記

#### 1 暴力団排除に関する規定

法は、第 1 7 条及び第 1 9 条において準用する第 1 0 条第 4 号及び第 6 号から第 9 号までにおいて、官民競争入札等の入札参加資格の一つとして、暴力団排除条項を規定している。

また、法第 2 3 条において準用する第 2 2 条第 1 項では、官民競争入札等の結果、民

間事業者が落札した場合、公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため、契約の解除事由を規定しており、このうち、同項第1号ロにおいて、暴力団排除条項に該当する等、官民競争入札等に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったときに、契約を解除できる旨を規定している。

なお、暴力団排除条項の内容については、別紙1に示すとおりである。

## 2 運用の概要

(1) 地方公共団体の長（以下「実施機関」という。）が実施する官民競争入札等における暴力団排除条項の運用については、入札の開札後、落札者を決定する前に実施機関が当該地方公共団体の区域を管轄する都道府県警察本部（以下「警察本部」という。）に対し、原則として、落札予定者の暴力団排除条項該当性の有無について意見聴取を行う。また、意見聴取を受けた警察本部は、暴力団排除条項該当性の有無について、当該実施機関に回答する。

(2) 前記意見聴取に対して、警察本部から「暴力団排除条項に該当する」旨の回答があった場合には、実施機関は当該落札予定者による入札を無効とする。

(3) 実施機関は、入札参加時に入札参加者から「暴力団排除条項に該当しないこと及び暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないことを誓約する書面」（以下「誓約書」という。）の提出を受ける。若しくは入札参加時に入札参加者が心得ておくべき事項を明示した資料（以下「入札心得」という。）において、「暴力団排除に関する誓約事項」（以下「誓約事項」という。）を示すとともに、入札参加者が入札書の提出をもって誓約事項に同意したものとする旨を明らかにする。

なお、「暴力団関係者」とは、暴力団の構成員及び暴力団に自発的に資金、便宜を供与する等協力し又は暴力団若しくは暴力団構成員を利用する等、これと交わりを持つ者をいう。

(4) 実施機関が落札者と公共サービスの実施に関する契約を締結するときは、当該契約に係る契約書に暴力団排除に関する契約条項（以下単に「契約条項」という。）を定める。

(5) 実施機関は、事業開始後において、公共サービス実施民間事業者が暴力団排除条項又は契約条項に該当する疑いがあり、法第23条において準用する第22条第1項第1号ロ又は契約条項に基づき契約を解除しようとするときは、警察本部に対し、当該公共サービス実施民間事業者の暴力団排除条項等該当性の有無について意見聴取する。また、当該意見聴取に対し、警察本部から暴力団排除条項又は契約条項に該当する旨の回答があった場合には、当該公共サービス実施民間事業者との契約を解除するなどの措置を講じる。

(6) 警察本部は、実施機関の意見聴取に対する回答のほか、公共サービス実施民間事業者に暴力団排除条項又は契約条項に該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、実施機関が適切な措置をとることが必要であると認めたときは、実施機関に対しその旨の意見を述べる。また、実施機関は、当該意見が述べられた場合にも契約を解除するなどの措置を講じる。

## 3 具体的な運用要領

(1) 入札の開札後、落札者を決定する前の意見聴取等

ア 警察本部に対する意見聴取

実施機関が行う暴力団排除条項該当性の意見聴取は、当該官民競争入札等の実施を主管する部局長等が、当該地方公共団体の区域を管轄する警察本部の暴力団対策主管課長宛に行う。

イ 意見聴取の対象

意見聴取の対象となる事業者は、落札予定者（実施機関において、明らかに暴力団排除条項に該当し又は該当しないと判断できる場合を除く。）とし、別紙2の「意見聴取の対象」欄に示す者を意見聴取の対象とする。

なお、法第17条及び第19条において準用する第10条第8号及び第9号に関する意見聴取の対象については次のとおりとする。

(ア) 法第10条第8号にいう「事業活動を支配する者」については、

- 相談役、顧問等名称のいかんを問わず、落札予定事業者（法人の場合）の役員と同等以上の支配力を有する者
- 落札予定事業者（法人の場合）の発行済株式の総数の100分の5以上の株式を所有する株主
- 落札予定事業者（法人の場合）の出資総額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者

について意見聴取の対象とする。

(イ) 第10条第9号にいう「親会社等」のうち、落札予定事業者に対して、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令第3条第1項各号のいずれかに該当する関係（以下「特定支配関係」という。）を有する者を意見聴取の対象とし、同条第2項に規定する「ある者に対して特定支配関係を有する者に対して特定支配関係を有する者」については、意見聴取の対象としないこととする。

また、落札予定事業者と特定支配関係を有する者が法人の場合については、相談役、顧問等名称のいかんを問わず、当該法人の役員と同等以上の支配力を有する者についても、意見聴取の対象とする。

ウ 意見聴取に必要な事項

意見聴取に必要な事項は、別紙2の「意見聴取に必要な事項」欄に示すとおりとし、意見聴取に必要な事項を提出させるにあたっては、取得した個人情報等を暴力団排除条項等の欠格事由の審査のため、必要な範囲内において利用し又は提供する旨を明確にしておくとともに、意見聴取に際し、記載内容に疑義が生じた場合等必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求める場合があることについて明確にしておく。

エ 意見聴取の時期及び方法

意見聴取は、入札の開札後、落札者を決定する前に、別紙4-1及び別紙4-2の記載例に準じた様式の書面並びに意見聴取対象者の氏名等を電磁的に記録した電磁的記録媒体により、対象となる公共サービスごとに、落札予定者について行う。

なお、実施機関と警察本部との間における文書及び電磁的記録媒体の受

渡しについては、電子メール等の情報セキュリティの安全性を損なわない方法での送信をもって行うことができるものとし、その際には、別添「情報セキュリティ要件」を遵守し、情報セキュリティの安全性を担保するための十分な措置を講ずるものとする。

オ 警察本部からの回答

実施機関から意見聴取を受けた警察本部は、必要な調査を実施し、暴力団排除条項該当性の有無について、特別な事情のない限り、20日以内に別紙6及び別紙7の記載例に準じた様式の書面により当該実施機関に回答する。

なお、実施機関は、前記回答に要する期間に留意の上、落札者との契約締結時期を設定する。

(2) 入札参加時の暴力団排除に関する誓約書若しくは誓約事項

実施機関は、入札参加時に入札参加者から「誓約書」（様式例は別紙3-1のとおり。）の提出を受ける。若しくは入札心得において「誓約事項」（記載例は別紙3-2のとおり。）を示すとともに、入札参加者が入札書の提出をもって誓約事項に誓約したものである旨を明らかにする。

なお、誓約書若しくは誓約事項については、暴力団排除条項に該当しないこと及び暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないことに関する事項だけを誓約させるものである必要はなく、他に誓約させるべき事項があれば、それらの事項と併せて誓約させてもよい。

例えば、暴力団排除条項を含む、法第10条各号の欠格事由に該当しないことを誓約させる場合などがある。

(3) 契約を解除しようとするときの意見聴取等

ア 警察本部に対する意見聴取

暴力団排除条項又は契約条項に該当する疑いがあり、法第23条において準用する第22条第1項第1号ロ又は契約条項に基づき契約を解除しようとするときは、前記3(1)アと同様の方法により、警察本部に対し意見聴取を行う。

イ 意見聴取の対象

前記3(1)イと同様とする。ただし、法第10条第8号にいう「事業活動を支配する者」及び第9号にいう「親会社等」については、その全てを意見聴取の対象とすることができる。

ウ 意見聴取の時期及び方法

意見聴取は、その都度、契約を解除しようとする公共サービス実施民間事業者について、別紙5-1及び別紙5-2の記載例に準じた様式の書面並びに意見聴取対象者の氏名等を電磁的に記録した電磁的記録媒体により行う。

なお、実施機関と警察本部との間における文書及び電磁的記録媒体の受渡しについては、前記3(1)エと同様とする。

エ 警察本部からの回答

実施機関から意見聴取を受けた警察本部は、3(1)オと同様の方法により実施機関に回答する。

(4) 実施機関に適切な措置をとることが必要と認めたとときの意見陳述

事業開始後において、警察本部が公共サービス実施民間事業者に暴力団排除条項又は契約条項に該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、実施機関が適切な措置をとることが必要であると認めたとときは、別紙 8 の記載例に準じた様式の書面により当該実施機関に対し、その旨の意見を述べる。

(5) 警察本部からの回答等に対する実施機関の措置

警察本部から、落札予定者が暴力団排除条項に該当する旨の回答があったときは、実施機関は当該落札予定者による入札を無効とし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最も高い総合評価点の者（入札における第二順位の者：総合評価の場合）を落札予定者とするなどの措置を講ずるものとする。

また、警察本部から、公共サービス実施民間事業者が暴力団排除条項もしくは契約条項に該当する旨の回答又は上記（4）の意見陳述があったときは、実施機関は当該事業者との契約を解除するなどの措置を講ずるものとし、当該措置の内容を当該警察本部に通知する。

(6) 電磁的記録媒体の作成要領

意見聴取に必要な電磁的記録は、氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別とし、これらを CSV 形式（例えば、エクセル、アクセス等）により、電磁的記録媒体（CD-R 等）に以下の要領で記録する。

ア 氏名カナは、半角で記録し、姓と名の間を半角で 1 マス空ける。

イ 氏名漢字は、全角で記録し、姓と名の間を全角で 1 マス空ける。なお、常用漢字でない等の理由により、漢字が記録不可能な場合は、当該漢字に代えて平仮名を記録する。氏名がアルファベット表記の場合は、アルファベットで記録する。

ウ 生年月日のうち、年、月及び日については、半角の 2 桁で記録する。元号については、明治の場合は「M」、大正の場合は「T」、昭和の場合は「S」、平成の場合は「H」、令和の場合は「R」と半角で記録する。

エ 性別については、男性の場合は「M」、女性の場合は「F」と半角で記録する。

オ 氏名カナ、氏名漢字、元号、年、月、日及び性別の間を半角の「カンマ（,）」で区切る。

カ 記録例

昭和 38 年 7 月 14 日生まれの公共太郎（男性）について意見聴取する場合は、

【 コウキョウタロウ, 公共口太郎, S, 38, 07, 14, M 】

と記録する。

4 暴力団排除に関する契約条項

暴力団排除をより徹底するため、官民競争入札等の落札者と公共サービスの実施に関する契約を締結するときは、当該契約に係る契約書に次の内容の契約条項を定める。

○ 暴力団員を業務を統括する者又は従業者として使用している場合には、契約を解除することができる。

○ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している場合には、契約を解除することができる。

- 暴力団又は暴力団関係者を再委託先としない。
- 再委託先が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させている場合には、契約を解除することができる。
- 上記の契約解除に伴い、公共サービスの実施に関して履行遅延等による損害が生じた場合は、契約解除を受けた相手方が負担するものとする。

なお、「社会的に非難されるべき関係」とは、

- 暴力団員等が介入、関与する賭博、ノミ行為、無尽等に参画、参加している。
- 暴力団員等と共犯事件で逮捕されるなど、暴力団員等と妥当性を欠く内容の関係を有している。
- 暴力団員又はその家族に関する行事、例えば結婚式、還暦祝い、ゴルフコンペ等に出席するなど暴力団員等と密接な関係を有している。

などが挙げられるが、関係を有するに至った原因、境遇、知情姓、事案の軽重及び情状等を総合的に勘案して判断する。

#### 5 警察本部との緊密な連携

実施機関は、警察本部との緊密な連携により、暴力団排除の徹底を図るとともに、公共サービス実施民間事業者が暴力団排除条項に該当する疑いがあると認められるときは、実施機関にあっても、警察本部と連携をとりつつ、法第28条において準用する第26条第1項の規定に基づく立入検査や報告徴収を積極的に実施するなど、法の施行に必要な限度において、事実関係の把握に努める。

#### 6 その他

- (1) 暴力団排除条項等の運用については、原則として本運用要領によるものとするが、個々の状況により、本運用要領によりがたいときは、関係機関と協議の上、その状況に応じた適切な運用を図るものとする。
- (2) 実施機関は、公共サービス実施民間事業者等に対し、暴力団又は暴力団関係者による不当要求又は業務妨害を受けた場合には、速やかに警察に通報するとともに実施機関に報告することを指導することとする。
- (3) 本運用要領は、法に基づく官民競争入札等に関する暴力団排除条項の運用について定めたものであるが、地方公共団体の長が特定公共サービス（法第2条第5項）以外の業務（法律の特例を講じる必要がない業務）について、法ではなく地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、条例又は規則に手続きを規定すること等により、法に基づくものと同様の仕組みで競争入札を行う場合であって、暴力団排除に関する規定を設ける場合の運用は、本運用要領による運用に準じて取り扱うことができる。
- (4) 別紙の各様式における公印の取扱いについては、実施機関と警察本部が協議の上、省略することとしても差し支えない。
- (5) 添付資料  
参照条文を添付するので参考とされたい。

## 暴力団排除条項について

1. 第10条第4号関係	
条項	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
説明	上記のとおり
2. 第10条第6号関係	
条項	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前記1に該当するもの
説明	「営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者」とは、親権者又は後見人から営業を許可された者（民法第6条）以外の未成年者をいう。
3. 第10条第7号関係	
条項	法人であって、その役員のうち前記1又は2のいずれかに該当する者があるもの
説明	① 「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員及び監事、監査役又はこれらに準ずる者をいう。 ② 「理事」、「監事」とは、財団法人及び社団法人等におけるものである。 ③ 「取締役」、「執行役」、「業務を執行する社員」、「監査役」とは、会社法の株式会社、持分会社等におけるものである。 ④ 前記①の「これらに準ずる者」とは、法人格を有する他の団体における役員で、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役と名称は異なるが、これらに準ずる者をいう。
4. 第10条第8号関係	
条項	暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者
説明	「暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者」とは、典型的には暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）が自己又は他人の名義で多額の出資をし、これを背景として事業活動に相当の影響力を及ぼしている法人のほか、例えば、融資関係、人的派遣関係、株式所有関係又は取引関係等を通じて、結果的に暴力団員等が事業活動に相当程度の影響力を有するに至っているものが含まれる。 ① 具体的には、次の事由を有する者がこれに該当すると考えられるが、該当性の判断にあたっては、これらの事由を個別具体的かつ総合的に検討する。 ア 暴力団員等の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が、入札参加事業者（法人の場合の役員を含む。）であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有していること。 イ 暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けていること、又は売買、請負、委任その他の多額の有償契約を締結していること。 ウ 法第10条第7号の「役員」ではないが、当該役員と同等以上の支配力を有していること。 ② 前記ウの「役員と同等以上の支配力を有する」か否かは、その者が自己の地位や権限などに基づいて法人の意思決定に関し、どの程度実質的な影響力を及ぼし得るかを個々具体的に判断しなければならないが、例えば、次のような者は、これに該当することが多いと考えられる。 ア 相談役又は顧問の名称を有する者 イ 発行済株式の総数の100分の5以上の株式を所有する株主 ウ 出資総額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者 エ 自己の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）を傀儡として当該法人の役員に就任させている者
5. 第10条第9号関係	
条項	その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。）が前記1から4までのいずれかに該当する者
説明	「その者の親会社等」とは、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第3条に規定するものをいう。 ① 施行令第3条第1項第1号の「株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主」とは、「株の発行者（自己株式の場合）」、「株式持ち合いの場合の株式所有者」等をいう。 ② 同条第2号及び第3号の「役員」には、社団法人等の「監事」及び株式会社等の「監査役」等の監査関係の役員は含まれない。

## 意見聴取に必要な事項一覧表

		意見聴取の対象 (※1)	意見聴取に必要な事項
落	個人 の 場 合	① 落札予定事業者	・氏名、生年月日、性別、住所 ・商号又は屋号
		② ①の法定代理人 (※2)	・氏名、生年月日、性別、住所
札 予 定 の 事 業 者 の 場 合	法 人	③ 落札予定事業者	・商号又は名称 ・主たる事業所の所在地
		④ ③の役員	・氏名、生年月日、性別、住所、役職名
		⑤ ④の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑥ ③の主要株主等 (※3) (個人)	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑦ ③の主要株主等 (法人)	・商号又は名称
		⑧ 相談役、顧問等④と同等以上の支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑨ ③の親会社等 (※4) (個人)	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑩ ⑨の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑪ ③の親会社等 (法人)	・商号又は名称
		⑫ ⑪の役員	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑬ ⑫の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑭ 相談役、顧問等⑫と同等以上の支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所

※1 「意見聴取の対象」は、それぞれ該当する者がいる場合に対象とする。

※2 「法定代理人」とは、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合の当該未成年者の法定代理人をいう。

※3 「主要株主等」とは、発行済株式総数の100分の5以上の株式を所有する株主及び出資総額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。

※4 ここでいう「親会社等」は、入札参加事業者に対して施行令第3条第1項各号のいずれかに該当する関係（特定支配関係）を有している者のみをいい、同条第2項に規定する者は含まないものとする。

※5 意見聴取に際し、必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求める場合がある。

## 誓 約 書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、入札に参加するに当たり、下記の事項を誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

1. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 10 条第 4 号及び第 6 号から第 9 号の暴力団排除条項に該当しないこと。
2. 暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。
3. 法第 10 条各号の競争参加資格の欠格事由に該当しないこと。

令和 年 月 日

(地方公共団体の長) 殿

入札参加事業者 (郵便番号 ) 住 所

電話番号 ( ) -

商 号  
又は名称

氏 名 ㊦

(法人にあっては、代表者氏名)

法定代理人

[ 氏 名 ㊦ ]

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、入札に参加するに当たり、下記の事項を誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

### 記

1. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第10条第4号及び第6号から第9号の暴力団排除条項に該当しないこと。
2. 暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。
3. 法第10条各号の競争参加資格の欠格事由に該当しないこと。

〇〇〇 第 〇〇〇 号  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

(都道府県警察本部の暴力団対策主管課長) 殿

(官民競争入札等の実施を主管する部局長等) 印

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく官民競争入札又は民間競争入札の落札予定事業者に関する意見聴取について

別紙の者に関する競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第 10 条第 4 号及び第 6 号から第 9 号までのいずれかに該当する事由の有無について、意見を聴取します。

対象公共サービスの内容		
担当者	住 所	〒
	所 属 部 署	
	役 職 ・ 氏 名	
	電 話	(FAX)
	メールアドレス	



〇 〇 〇 第 〇 〇 〇 〇 号  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

(都道府県警察本部の暴力団対策主管課長) 殿

(官民競争入札等の実施を主管する部局長等) 印

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく公共サービス実施民間事業者に関する意見聴取について

下記のとおり、公共サービス実施民間事業者が競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条第4号及び第6号から第9号まで(以下「暴力団排除条項」という。)又は暴力団排除に関する契約条項に該当すると認められるので、別紙の者に関する暴力団排除条項等のいずれかに該当する事由の有無について、意見を聴取します。

記

- 1 当該事業者
- 2 暴力団排除条項等に該当すると認められる状況

対象公共サービスの内容		
担当者	住 所	〒
	所 属 部 署	
	役 職 ・ 氏 名	
	電 話	(FAX)
	メールアドレス	



〇 〇 〇 第 〇 〇 〇 〇 号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（官民競争入札等の実施を主管する部局長等） 殿

（都道府県警察本部の暴力団対策主管課長） 印

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく官民競争入札又は民間競争入札の落札予定事業者<sup>※1</sup>に関する意見について

令和〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇第〇〇号により意見聴取を受けた件については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条第4号及び第6号から第9号まで<sup>※2</sup>のいずれにも該当する事由があるとは認められません。

※1 暴力団排除条項又は暴力団排除に関する契約条項に該当し、契約を解除しようとするときの意見聴取に対する回答の場合には、「・・・法律に基づく公共サービス実施民間事業者・・・」となる。

※2 暴力団排除に関する契約条項に該当し、契約を解除しようとするときの意見聴取に対する回答の場合には、「・・・件については、暴力団排除に関する契約条項のいずれにも・・・」となる。

〇 〇 〇 第 〇 〇 〇 〇 号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(官民競争入札等の実施を主管する部局長等) 殿

(都道府県警察本部の暴力団対策主管課長)



競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく官民競争入札又は民間競争入札の落札予定事業者※に関する意見について

令和〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇第〇〇号により意見聴取を受けた件について、下記のとおり回答します。

#### 記

(記載例)

- 落札予定事業者である〇〇〇〇については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条第4号に該当する事由があると認められる。
- 公共サービス実施民間事業者である法人△△△△株式会社については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条第7号に該当する事由があると認められる。
- 公共サービス実施民間事業者である法人□□□□株式会社については、暴力団排除に関する契約条項の「暴力団員を業務を統括する者又は従業者として使用している場合には、契約を解除できる。」に該当する事由があると認められる。

※ 暴力団排除条項又は暴力団排除に関する契約条項に該当し、契約を解除しようとするときの意見聴取に対する回答の場合には、「・・・法律に基づく公共サービス実施民間事業者・・・」となる。

（官民競争入札等の実施を主管する部局長等） 殿

（都道府県警察本部の暴力団対策主管課長）



競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく公共サービス実施民間事業者に関する意見について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「法」という。）に基づく公共サービス実施民間事業者に関し、法第10条第7号※に該当する事由があり、当該事業者に対して適切な措置をとるべきことが必要であると認めるため、下記のとおり意見を提出する。

#### 記

- 1 当該事業者の名称
- 2 当該事業者の主たる事務所の所在地
- 3 当該事業者の代表者

※ 暴力団排除条項のどの規定に該当するかが記載される。また、暴力団排除に関する契約条項に該当する場合は、「・・・  
関し、暴力団排除に関する契約条項の「暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している場合には、  
契約を解除できる。」に該当・・・」等となる。

情報セキュリティ要件(インターネット回線利用)

1 情報セキュリティインシデント発生時の措置

都道府県警察本部の暴力団対策を主管する課(以下「暴力団対策主管課長」という。)と地方公共団体照会担当課(以下双方を併せて「照会実施機関」という。)との間(以下「照会実施機関間」という。)で行われる暴力団員等該当性の照会に関して、情報インシデント事案が発生した場合には、双方に速報するものとする。

なお、速報を要する情報セキュリティインシデント事案は、照会実施機関間で行われる照会文書の送受信に関する

- ・ 情報流出事案
- ・ 照会文書の送受信に用いる端末(以下「照会利用端末」という。)に関する不正プログラム感染事案、不正アクセス事案、サイバー攻撃事案
- ・ 照会利用端末の不正利用事案
- ・ 個人所有の機器等の不正使用事案(照会文書を個人所有の機器等において不正に処理した事案)
- ・ その他社会的反響が大きいと予想される事案

とする。

2 サーバに関する情報セキュリティ要件

(1) ネットワーク環境

サーバを接続するネットワークと他機関のネットワークとの接続部分には、ファイアウォール等を設置し、業務上必要のない通信を遮断していること。

電子メールサーバが電子メールの不正な中継を行わないように設定されていること。

(2) サーバ間通信の暗号化

電子メールサーバ間にあつては、インターネットを介して通信する電子メールの盗聴及び改ざんの防止のため、次に掲げる事項を例とする電子メールに関する通信の暗号化を行うこと。

(ア) SMTP による電子メールサーバ間の通信を TLS により保護する。

(イ) S/MIME 等の電子メールにおける暗号化及び電子署名の技術を利用する。

(3) 不正プログラム対策

サーバには、不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定義ファイル等が常に最新の状態に保たれること。

(4) セキュリティホール対策

サーバに導入されているソフトウェアにセキュリティホールが発見されたときは、速やかにその影響を検討し、必要な措置を講じること。

3 端末に関する情報セキュリティ要件

(1) 情報漏えい・不正利用対策

ア 照会利用端末は、公費で整備された端末を利用し、指定された端末以外で照会業務を行わないこと。

イ 照会利用端末は指定された場所のみで利用すること。

ウ 照会業務は、照会利用端末でのみ行い、在宅勤務時など庁舎外では行わないこと。

- エ 照会利用端末は、セキュリティワイヤーによる固定等の盗難防止対策を行うこと。
  - オ 照会利用端末の利用者のログイン時の認証方式は、原則として生体認証とする。やむを得ずID及びパスワードを使用する場合は、強固なパスワードに必要な十分な桁数を備えた第三者に容易に推測できないパスワードを使用すること。  
パスワードを使用する場合は、知る必要がない者に知られるような状態で放置しないよう適切に管理すること。
  - カ 照会利用端末のオートログイン機能を無効化すること。
  - キ 最長で 15 分間照会端末を操作しない場合は、スクリーンセーバー等により端末がロックされるようにすること。  
また、地方公共団体照会担当課においては、最長で 30 分間照会端末を操作しない場合、スクリーンセーバー等により端末がロックされるようにすること。
  - ク 照会利用端末の画面は、部外者から視認できないよう照会利用端末の設置場所に配慮すること。
  - ケ 照会利用端末を本人以外のユーザーアカウントで使用しないこと。
  - コ 照会利用端末の管理者と利用者の権限を分離すること。
  - サ 照会利用端末のユーザーアカウントを分離すること。  
ただし、システムの運用上の制約により、やむを得ず利用者に共用アカウントを付与する必要がある場合は、利用者を特定できる仕組みを設けた上で、共有アカウントの取扱いに関する規定を整備し、その規定に従って付与すること。
  - シ 照会利用端末の利用者が、情報システムを構成する機器等の改造(新たな機器等の接続、ソフトウェア追加等)を許可なく実施できないこと。
  - ス 照会利用端末の利用者に対し、端末画面の接写及び情報の持ち出しを禁止する規定が設けられていること。
  - (2) 不正プログラム対策
    - ア 照会利用端末には、サポートが終了している又は脆弱性が存在するバージョンのOSは利用しないこと。
    - イ 照会利用端末には、不正プログラム対策ソフトウェアをインストールし、定義ファイル等を常に最新の状態に保つこと。  
不正プログラム対策ソフトウェアの選定にあつては、必要なセキュリティ対策を検討した上で導入する製品等を選定すること。
  - (3) セキュリティホール対策  
照会利用端末に導入されているソフトウェアにセキュリティホールが発見されたときは、照会利用端末を管理する者(以下「システム管理者」という。)に情報共有するとともに、速やかにその影響を検討し、必要な措置を講じること。
- 4 電子メール利用に関する情報セキュリティ要件
- (1) 照会に利用するメールアドレスは、照会実施機関間で固定し、当該メールアドレス以外で照会文書の送受信を行わないこと。
  - (2) 照会に利用するメールアドレスを用意し、当該メールアドレスにアクセス権を付与するなど、照会業務に従事する者以外の者が当該メールアドレスを利用することができない措置を講じること。

- (3) 照会に利用するメールアドレスで、照会業務以外のメールの送受信を行わないこと。
  - (4) 利用するメールアドレスは、当該メールアドレスのドメイン名に行政機関であることが保証されるドメイン名を使用すること。
  - (5) 電子メールにより照会文書を送信する際には、送付する文書の作成者情報等、当該ファイルから付属する情報を削除するとともに、暗号化を行うなど情報漏えいを防止する対策を講じること。  
また、原則として、警察から送信する照会文書は印字を禁止したPDFとすること。
  - (6) 照会文書にパスワードを設定して暗号化し、当該パスワードを電子メール以外の方法で伝達するなど、秘匿性を確保すること。  
また、当該パスワードについては、強固なパスワードに必要な十分な桁数(英大文字・英小文字・数字を 22 文字程度)を備えた第三者に容易に推測できないパスワードを使用し、知る必要がない者に知られるような状態で放置しないよう適切に管理を行い、人事異動の都度変更するなど、定期的な変更を行うこと。
  - (7) 電子メールにより照会文書を送信したときは、送信後直ちに端末から当該情報を消去すること。
  - (8) 電子メールにより照会文書を受信したときは、当該情報を確認後、直ちに受信端末から消去すること。
  - (9) 電子メールにより受信した照会文書を、照会利用端末として指定された端末以外に送信しないこと。
  - (10) 送受信した照会文書が消去されていることを照会実施機関の上席者によって確認する体制を構築し、少なくとも月に1回以上の確認を行うこと。
  - (11) 電子メールにより受信した照会文書を、定められた保存先以外に保存しないこと。  
また、受信した照会文書を、庁舎外に持ち出さないこと。
  - (12) 不審な電子メールを受信した時は、開封せずにシステム管理者に連絡すること。
  - (13) 電子メールのなりすましの防止策を講ずること。
- 5 インターネットを通じたファイルを送受信するためのサービス等(以下「ファイル転送サービス」という。)利用に関する情報セキュリティ要件
- (1) ファイル転送サービスを利用して、照会文書のダウンロード先を通知するメールを送信する際には、同メールのメールアドレス(以下、「通知用メールアドレス」という。)を固定するとともに、それ以外のメールアドレスを使用しないこと。
  - (2) 通知用メールアドレスは、そのドメイン名が、行政機関のものであることが保証されるものであること。
  - (3) ファイル転送サービスにより照会文書を送信する際には、送付する文書の作成者情報等、当該ファイルから付属する情報を削除するとともに、暗号化を行うなど情報漏えいを防止する対策を講じること。
  - (4) 照会文書は、パスワードを設定して暗号化し、当該パスワードを電子メール以外の方法で伝達するなど、秘匿性を確保すること。  
また、当該パスワードについては、強固なパスワードに必要な十分な桁数(英大文字・英小文字・数字を 22 文字程度)を備えた第三者に容易に推測できないものを使用して適切に管理し、人事異動の都度変更するなど、定期的な変更を行うこと。
  - (5) ファイル転送サービスを利用する場合は、アップロードしたファイルが一定期間後に自動的に消去される仕様となっていること。
  - (6) 不必要な照会文書がアップロードされたままになっていないことを送信側の上

- 席者によって確認する体制を構築し、少なくとも月に1回以上の確認を行うこと。
- (7) 警察がファイル転送サービスを使用する場合には、事前に警察庁に協議すること。

## 6 ログ管理

- (1) 利用者のログインに係るログを5年以上(ログが記録されたときから5年以上とする。)保存(電磁的記録方式による保存とする。以下同じ。)すること。  
また、地方公共団体照会担当課においては、利用者のログインに係るログを3年以上保存すること。
- (2) 照会利用端末のメール送受信及び外部記録媒体の利用に係るログを保存すること。
- (3) (2)のログデータ及び照会文書の印字に係るログを保存すること。
- (4) (1)から(3)までのログは、システム管理者のみが閲覧可能であり、不正な消去、改ざん及び不正なアクセスがなされないように、アクセス制御を行うこと。

情報セキュリティ要件(LGWAN利用)

1 情報セキュリティインシデント発生時の措置

都道府県警察本部の暴力団対策を主管する課(以下「暴力団対策主管課長」という。)と地方公共団体照会担当課(以下双方を併せて「照会実施機関」という。)との間(以下「照会実施機関間」という。)で行われる暴力団員等該当性の照会に関して、情報インシデント事案が発生した場合には、双方に速報するものとする。

なお、速報を要する情報セキュリティインシデント事案は、照会実施機関間で行われる照会文書の送受信及び授受に関する

- ・ 情報流出事案
- ・ 照会文書の送受信及び授受に用いる端末(以下「照会利用端末」という。)に関する不正プログラム感染事案、不正アクセス事案、サイバー攻撃事案
- ・ 照会利用端末の不正利用事案
- ・ 個人所有の機器等の不正使用事案(照会文書を個人所有の機器等において不正に処理した事案)
- ・ その他社会的反響が大きいと予想される事案

とする。

2 端末に関する情報セキュリティ要件

(1) 情報漏えい・不正利用対策

ア 照会利用端末は、公費で整備された端末を利用し、指定された端末以外で照会業務を行わないこと。

イ 照会利用端末は指定された場所のみで利用すること。

ウ 照会業務は、照会利用端末でのみ行い、在宅勤務時など庁舎外では行わないこと。

エ 照会利用端末は、セキュリティワイヤーによる固定等の盗難防止対策を行うこと。

オ 照会利用端末の利用者のログイン時の認証方式は、原則として生体認証とする。やむを得ずID及びパスワードを使用する場合は、強固なパスワードに必要な十分な桁数を備えた第三者に容易に推測できないパスワードを使用すること。

パスワードを使用する場合は、知る必要がない者に知られるような状態で放置しないよう適切に管理すること。

カ 照会利用端末のオートログイン機能を無効化すること。

キ 最長で 15 分間照会端末を操作しない場合は、スクリーンセーバー等により端末がロックされるようにすること。

ク 照会利用端末の画面は、部外者から視認できないよう照会利用端末の設置場所に配慮すること。

ケ 照会利用端末を本人以外のユーザーアカウントで使用しないこと。

コ 照会利用端末の管理者と利用者の権限を分離すること。

サ 照会利用端末のユーザーアカウントを分離すること。

ただし、システムの運用上の制約により、やむを得ず利用者に共用アカウン

トを付与する必要がある場合は、利用者を特定できる仕組みを設けた上で、共有アカウントの取扱いに関する規定を整備し、その規定に従って付与すること。

シ 照会利用端末の利用者が、情報システムを構成する機器等の改造(新たな機器等の接続、ソフトウェア追加等)を許可なく実施できないこと。

ス 照会利用端末の利用者に対し、端末画面の接写及び情報の持ち出しを禁止する規定が設けられていること。

## (2) 不正プログラム対策

(ア) 照会利用端末には、サポートが終了している又は脆弱性が存在するバージョンのOSは利用しないこと。

(イ) 照会利用端末には、不正プログラム対策ソフトウェアをインストールし、定義ファイル等を常に最新の状態に保つこと。

不正プログラム対策ソフトウェアの選定にあつては、必要なセキュリティ対策を検討した上で導入する製品等を選定すること。

## (3) セキュリティホール対策

照会利用端末に導入されているソフトウェアにセキュリティホールが発見されたときは、照会利用端末を管理する者(以下「システム管理者」という。)に情報共有するとともに、速やかにその影響を検討し、必要な措置を講じること。

## 3 電子メール利用に関する情報セキュリティ要件

(1) 照会に利用するメールアドレスは、照会実施機関間で固定し、当該メールアドレス以外で照会文書の送受信を行わないこと。

(2) 照会に利用するメールアドレスを用意し、当該メールアドレスにアクセス権を付与するなど、照会業務に従事する者以外の者が当該メールアドレスを利用することができない措置を講じること。

(3) 照会に利用するメールアドレスで、照会業務以外のメールの送受信を行わないこと。

(4) 利用するメールアドレスは、当該メールアドレスのドメイン名に行政機関であることが保証されるドメイン名を使用すること。

(5) 電子メールにより照会文書を送信する際には、送付する文書の作成者情報等、当該ファイルから付属する情報を削除するとともに、暗号化を行うなど情報漏えいを防止する対策を講じること。

また、原則として、警察から送信する照会文書は印字を禁止したPDFとすること。

(6) 照会文書にパスワードを設定して暗号化し、当該パスワードを電子メール以外の方法で伝達するなど、秘匿性を確保すること。

また、当該パスワードについては、強固なパスワードに必要な十分な桁数(英大文字・英小文字・数字を 22 文字程度)を備えた第三者に容易に推測できないパスワードを使用し、知る必要がない者に知られるような状態で放置しないよう適切に管理を行い、人事異動の都度変更するなど、定期的な変更を行うこと。

(7) 電子メールにより照会文書を送信したときは、送信後直ちに端末から当該情報を消去すること。

(8) 電子メールにより照会文書を受信したときは、当該情報を確認後、直ちに受信

端末から消去すること。

- (9) 電子メールにより受信した照会文書を、照会利用端末として指定された端末以外に送信しないこと。
- (10) 送受信した照会文書が消去されていることを照会実施機関の上席者によって確認する体制を構築し、少なくとも月に1回以上の確認を行うこと。
- (11) 電子メールにより受信した照会文書を、定められた保存先以外に保存しないこと。  
また、受信した照会文書を、庁舎外に持ち出さないこと。
- (12) 不審な電子メールを受信した時は、開封せずにシステム管理者に連絡すること。
- (13) 電子メールのなりすましの防止策を講ずること。

#### 4 共有フォルダ利用に関する情報セキュリティ要件

- (1) 共有フォルダを用いて、照会文書の授受を行う場合は、共有フォルダに、照会文書を閲覧する権限がある者以外の者がアクセスできないようにアクセス制限を設けること。
- (2) 共有フォルダ内に蔵置する照会文書は、パスワードによる暗号化を行い閲覧を制限すること。  
パスワードは、強固なパスワードに必要な十分な桁数(英大文字・英小文字・数字を22文字程度)を備えた第三者に容易に推測できないパスワードを使用すること。  
当該パスワードの伝達方法にあたっては、秘匿性を確保すること。  
また、当該パスワードについては、知る必要がない者に知られるような状態で放置しないよう適切に管理を行い、人事異動の都度変更するなど、定期的な変更を行うこと。
- (3) 共有フォルダ内に照会文書を蔵置する際には、蔵置する文書の作成者情報等、当該ファイルから付随する情報を削除するとともに、暗号化を行うなど情報漏えいを防止する対策を講ずること。  
また、原則として、警察が蔵置する照会文書は印字を禁止したPDFとすること。
- (4) 共有フォルダ内に蔵置した照会文書については、照会実施機関において確認後、直ちに端末から当該情報を消去すること。
- (5) 共有フォルダに蔵置した照会文書が放置されていないことを照会実施機関の上席者によって確認する体制を構築し、少なくとも月に1回以上の確認を行うこと。
- (6) 共有フォルダに蔵置した照会文書を、定められた保存先以外に保存しないこと。  
また、照会文書を庁舎外に持ち出さないこと。

#### 5 ログ管理

- (1) 利用者のログインに係るログを5年以上(ログが記録されたときから5年以上とする。)保存(電磁的記録方式による保存とする。以下同じ。)すること。  
また、地方公共団体照会担当課においては、利用者のログインに係るログを3年以上保存すること。
- (2) 照会利用端末のメール送受信、共有フォルダへのアクセス及び外部記録媒体の利用に係るログを保存すること。
- (3) (2)のログデータ及び照会文書の印字に係るログを保存すること。
- (4) (1)から(3)までのログは、システム管理者のみが閲覧可能であり、不正な消去、改ざん及び不正なアクセスがなされないように、アクセス制御を行うこと。

## 参 照 条 文

### 【競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）】

#### （定義）

**第 2 条** この法律において「国の行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

2～5（略）

6 この法律において「官民競争入札」とは、次に掲げる手続をいう。

- 一 公共サービス改革基本方針（第 7 条に規定する公共サービス改革基本方針をいう。次項第 1 号において同じ。）において選定された国の行政機関等の公共サービスについて、国の行政機関等と民間事業者との間において、これを実施する者を決定するための手続であって、第 3 章第 1 節の規定により行われるもの

二（略）

7 この法律において「民間競争入札」とは、次に掲げる手続をいう。

- 一 公共サービス改革基本方針において選定された国の行政機関等の公共サービスについて、民間事業者の間において、これを実施する者を決定するための手続であって、第 3 章第 2 節の規定により行われるもの

二（略）

8～9（略）

#### （欠格事由）

**第 10 条** 次の各号のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない。

一～三（略）

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

五（略）

六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

七 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

八 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者がその事業活動を支配する者

九 その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。次号において同じ。）が前各号のいずれかに該当する者

十～十二（略）

#### （準用）

**第 15 条** 第 10 条、第 11 条第 1 項、第 12 条並びに第 13 条第 1 項及び第 3 項の規定は、国の行政機関等の長等が実施する民間競争入札について準用する。この場合において、第 12 条中「第 9 条第 2 項第 5 号」とあるのは「第 14 条第 2 項第 5 号」と、「前条

第1項及び第2項」とあるのは「前条第1項」と、「その評価を行うものとする。この場合において、国の行政機関等の長等は、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない」とあるのは「その評価を行うものとする」と、第13条第1項中「前条の評価に従い、国の行政機関等の長等が作成した第11条第2項の書類の内容よりも」とあるのは「前条の評価に従い、」と、「有利な申込みをした民間事業者があった場合は、当該民間事業者のうち最も」とあるのは「最も」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第1項」と、「政令で定めるもの又は国の行政機関等が官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定した旨、その理由及び国の行政機関等の長等が作成した第11条第2項の書類の内容に関する事項のうち政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの」と読み替えるものとする。

#### (契約の解除)

**第22条** 国の行政機関の長等は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第20条第1項の契約を解除できる。

一 公共サービス実施民間事業者が次のいずれかに該当するとき。

イ 偽りその他不正の行為により落札者となったとき。

ロ 第9条第2項第3号若しくは第10条（第11号を除く。）の規定による官民競争入札に参加する者に必要な資格の要件又は第14条第2項第3号若しくは第15条において準用する第10条（第11号を除く。）の規定による民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。

ハ～チ（略）

二（略）

2～4（略）

（地方公共団体官民競争入札対象公共サービス又は地方公共団体民間競争入札対象公共サービスについての準用）

**第23条** 前3条の規定は、地方公共団体官民競争入札対象公共サービス及び地方公共団体民間競争入札対象公共サービスについて準用する。この場合において、第20条第1項中「第13条第1項（第15条において準用する場合を含む。）」とあるのは「第17条及び第19条において準用する第13条第1項」と、同条第2項及び第21条第3項中「政令」とあるのは「規則」と、同条第2項及び前条第3項中「官民競争入札等監理委員会」とあるのは「第47条第1項に規定する合議制の機関」と、同条第1項第1号ロ中「第9条第2項第3号若しくは第10条」とあるのは「第16条第2項第3号若しくは第17条において準用する第10条」と、「第14条第2項第3号若しくは第15条」とあるのは「第18条第2項第3号若しくは第19条」と、同号へ中「第26条第1項」とあるのは「第28条において準用する第26条第1項」と、同号ト中「第27条第1項」とあるのは「第28条において準用する第27条第1項」と、同項第2号中「対象公共サービス」とあるのは「地方公共団体官民競争入札対象公共サービス若しくは地方公共団体民間競争入札対象公共サービス」と読み替えるものとする。

(報告の徴収等)

**第26条** 国の行政機関等の長等は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、対象公共サービスの実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に当該公共サービス実施民間事業者の事務所に立ち入り、当該対象公共サービスの実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 (略)

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 (略)

**【競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（平成18年政令第228号）】**

(親会社等)

**第3条** 法第10条第9号（法第15条、第17条及び第19条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、官民競争入札又は民間競争入札に参加しようとする者に対して次のいずれかの関係（次項において「特定支配関係」という。）を有する者とする。

一 その総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次条第2号において同じ。）又は総出資者の議決権の過半数を有していること。

二 その役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）に占める自己の役員又は職員（過去2年間に役員又は職員であった者を含む。次号において同じ。）の割合が2分の1を超えていること。

三 その代表権を有する役員の地位を自己又はその役員若しくは職員が占めていること。

2 ある者に対して特定支配関係を有する者に対して特定支配関係を有する者は、その者に対して特定支配関係を有する者とみなして、この条の規定を適用する。

**【暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）】**

(定義)

**第2条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。

二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

三 ～ 五 (略)

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

七 ～ 八 (略)

【 民 法 （明治 29 年法律第 8 9 号） 】

（成年）

第 4 条 年齢 1 8 歳をもって、成年とする。

（未成年者の法律行為）

第 5 条 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。  
ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めなくて処分を許した財産を処分するときも、同様とする。

（未成年者の営業の許可）

第 6 条 一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。

2 （略）

（親権者）

第 8 1 8 条 成年に達しない子は、父母の親権に服する。

2 子が養子であるときは、養親の親権に服する。

3 親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が行う。

（財産の管理及び代表）

第 8 2 4 条 親権を行う者は、子の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為についてその子を代表する。ただし、その子の行為を目的とする債務を生ずべき場合には、本人の同意を得なければならない。

第 8 3 8 条 後見は、次に掲げる場合に開始する。

一 未成年者に対して親権を行う者がいないとき、又は親権を行う者が管理権を有しないとき。

二 後見開始の審判があったとき。

（財産の管理及び代表）

第 8 5 9 条 後見人は、被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について被後見人を代表する。

2 第 8 2 4 条ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

## 【会社法（平成 17 年法律第 86 号）】

### （議決権の数）

**第 308 条** 株主（株式会社がその総株主の議決権の 4 分の 1 以上を有することその他の事由を通じて株式会社がその経営を実質的に支配することが可能な関係にある者として法務省令で定める株主を除く。）は、株主総会において、その有する株式 1 株につき 1 個の議決権を有する。ただし、単元株式数を定款で定めている場合には、1 単元の株式につき 1 個の議決権を有する。

2 前項の規定にかかわらず、株式会社は、自己株式については、議決権を有しない。

## 【個人情報の保護に関する法律】

### （利用目的の明示）

**第 6 2 条** 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

### （利用及び提供の制限）

**第 6 9 条** 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人

情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。